

修学奨励金給付基準

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この基準は、運営規則第15条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(奨励生の資格)

第2条 運営規則第15条第1項1号に係る対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 生活保護法（平成25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (2) 生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者
- (3) 児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

(奨励金の給付期間、金額及び採用人員)

第3条 修学奨励金（以下「奨励金」という。）を給付する期間は、採用年度限りとする。ただし、次年度の採用を妨げない。

- 2 前項の期間中に給付する奨励金の額は、月額6,000円とする。
- 3 奨励生の採用人員は、当該年度の予算の範囲内とする。

第2章 奨励生の採用と奨励金の交付

(奨励生の推薦)

第4条 校長は、校内の奨励生志望者で運営規則第15条第1項第1号若しくは第2号に該当する者の中から奨励生に推薦する志望者を選考するものとする。

- 2 奨励生推薦人数は、各県立学校の全日制、定時制、通信制の各課程、中等教育学校につき各1名とする。

(奨励生願書及び奨励生推薦書の提出)

第5条 各学校で奨励生に推薦された志望者は、奨励生願書に、校長の推薦書を添えて当法人に提出するものとする。

(奨励生の選考)

第6条 奨励生の選考は、理事会が行い、その結果を校長を経て志望者に通知する。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、年2回に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その限りではない。

- 2 奨励金の交付は、奨励生宛行う。

(異動届け出)

第8条 会員は奨励生に、次の各号の一に該当することがあったときは、そのつど、校長を経て、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人、又は保護者等の氏名・住所の他、重要事項に変更があったとき

(奨励金の休止及び停止)

第9条 奨励生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、校長の意見を徴して奨励金の交付を休止し、又は学業あるいは性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨励金の交付を停止することがある。

(奨励金の復活)

第10条 前条の規定により、奨励金の交付を休止、又は停止された者が、その事由が止んで、校長を経て願い出たときは、奨励金の交付を復活することがある。

(奨励金の廃止)

第11条 奨励生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、校長の意見を徴して奨励金の交付を廃止する。

- (1) 傷痕、疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき
- (2) 奨励金を必要としない事由が生じたとき
- (3) 奨励生として適当でない事実があったとき
- (4) その他第2条に規定する奨励生としての資格を失ったとき

(奨励金の辞退)

第12条 奨励生は、何時でも校長を経て、奨励金の辞退を申し出ることができる。

第3章 基準の改廃

(改廃)

第13条 この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第4章 補 則

(実施細目)

第14条 この基準の実施について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。